

教育課程部会 体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ（第10回） 議事録

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/112/gijiroku/mext_00011.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

初等中等教育分科会

>

教育課程部会 体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ

> 教育課程部会 体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ（第10回） 議事録

教育課程部会 体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ（第10回） 議事録

1. 日時

令和8年6月5日（金曜日）14時00分～16時30分

2. 場所

ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式

3. 議題

学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ取りまとめ骨子（案）等について

4. 議事録

【友添主査】 こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから中央教育審議会体育ワーキンググループを開催します。皆様、本日もよろしくお願いします。早速ですが、今日の議題は2つあります。1つ目は学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについてです。部活動改革については、今年4月から6年間の改革実行期間がスタートしており、これまでの実証事業等の成果を踏まえて全国で地域展開等の改革が本格的に進められているところです。この部活動については学習指導要領において総則に記載があるところですが、私も参加しました「学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いに関する検討ワーキンググループ」において、次期学習指導要領での取扱いの在り方について検討が行われました。このことにつきまして本ワーキンググループにおいても関係の動きとしてご報告をいただきたいと思います。2つ目の議題は体育ワーキングの取りまとめ骨子案等についてです。本ワーキングはこれまで10回の開催を行ってまいりました。体育・健康・安全などの広い分野についてそれぞれの委員の専門的なお立場から様々なご意見を頂戴していますが、取りまとめることにも見通しを持っていく必要があると考えております。今日は議論全体を振り返りながら、事務局に多くの時間をかけて作成いただきました資料をもと皆様からご意見を頂戴したいと思います。それでは議事に入ります。学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについてです。本件は報告案件として地域スポーツ課の鈴木課長よりご報告をいただきます。鈴木課長、よろしくお願いします。

【鈴木地域スポーツ課長】 ただいまご紹介にあずかりましたスポーツ庁で地域スポーツ課長を拝命しております鈴木文孝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資料の方は、資料の1-1、1-2、それから参考資料1を関連資料としてお配りをしております。まず資料の1-1が全体の概要でございます。現行の中学校学習指導要領を上に記載させていただいておりますけれども、ご案内のとおり第1章総則の中の、第5学校運営上の留意事項の1として、教育課程外の活動との連携という中に、

記載がございます。特にここにありますように、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、ということが現行の指導要領に定められております。これは中学校の記載を持ってきておりますが、高等学校学習指導要領も同じ内容となっております。その上で、本年1月に、先ほど友添先生からご紹介がありましたとおり、部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議の下に学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いに関する検討ワーキンググループというものを設置させていただき、友添先生に主査としてお取りまとめをいただいた内容が資料の1-2の内容になっております。そのダイジェストが今資料に写っております1-1の下の部分になりますが、資料1-2のほうでご説明をさせていただければと思います。まず、大きな部活動改革を巡る状況でございます。スポーツ庁・文化庁では、急激な少子化が進む中、1つの学校単位ではなかなかチームスポーツが成り立たなくなっている中、子供たちが運動・スポーツ・文化・芸術活動に親しむ機会を確保するために公立の中学校を中心として、部活動の地域展開等を推進しており、令和7年のスポーツ基本法改正においても第17条の2という新たなその根拠となる法律の規定も創設をされております。また、昨年の12月には部活動改革に関するガイドラインを新たに策定させていただき、本年4月からは改革実行期間がスタートをしております。公立中学校等を主な対象に、休日について改革実行期間内に原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すということとしております。平日についても各種課題を解決しつつ更なる改革を推進することというのが既にガイドラインで決定をしている事項でございます。そのため、今後地域クラブ活動が広がっていくことが見込まれる一方で、平日を中心に部活動が存続する学校もありますので、当面、部活動と地域クラブ活動が併存するという状態になります。したがって、学習指導要領の改訂においてもこういったことを踏まえた見直しを行っていく必要があるということでございます。大きな柱の2、基本的な考え方でございます。市区町村が責任主体となって企画調整を行い、部活動の教育的意義を継承・発展させたものとして地域クラブ活動が実施されます。この点については部活動と同様に先ほどご紹介したような責任感・連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであるということでございます。その上で2ページに移っていただきまして、こういったことについて中学校等については先ほど申し上げたとおり、新たに地域クラブ活動についても学習指導要領に記載をするという必要があるということでございます。高等学校については現行学習指導要領と同様に、部活動についての記載を行うということでおまとめをいただいております。続いて大きな柱の3、具体的な内容に移ってまいります。 (1) 部活動についてということでございます。部活動についてその意義、位置づけ等については現行の指導要領の記載をベースとしながら、昨今の部活動を巡る課題への対応の観点から記載の見直しを図るということで、具体的には体罰や暴言、事故等の防止ということ、それからもう1つは令和7年の給特法改正を踏まえて学校における働き方改革を更に推進するといった観点からの改善を行っていくということでございます。大きな柱の(2)地域クラブ活動についてでございます。地域クラブ活動について、学校以外の団体等が主体となる活動ではありますが、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであることから、希望する教師の兼職兼業、学校施設の有効活用なども含め学校との連携が重要になってまいります。このため、次期指導要領改訂においては地域クラブ活動の位置づけや意義を明らかにした上で、適切な連携について記載することが必要である、とおまとめをいただきました。3ページに移っていただき大きな柱の4、留意事項でございます。ご案内のとおり、あくまで学習指導要領というのは学校における教育課程の基準、大綱的な基準でございます。現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われておりますので、より具体的な内容や補足的な事項は学習指導要領の解説に記載をされております。このため、今回の改定にあたっては、同様に本体では教育課程との関連を中心に基本的な事項について記載することとし、例えば地域展開等の理念や取組方針、あるいは体罰・暴言等の防止徹底の具体的な取組、また学校と地域クラブ活動を実施する団体との間のこういった具体的な連携が必要なのかといった、より具体的な内容については解説のほうで記載することが考えられるというおまとめをいただきました。私からの説明は以上でございます。

【友添主査】 ただいまご説明、ご報告をいただきました内容につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見などございますでしょうか。いつもどおり挙手ボタンを押していただければと思います。よろしくお願いいたします。はい、渡辺弘司委員どうぞお願いします。

【渡辺委員】 日本医師会の渡辺でございます。1点、これは地域クラブ活動についてのお願いでございます。2ページに地域クラブ活動についての記載がございます。その1ポツのほうの下から2行目、「希望する教師の兼業、兼職や学校施設の有効活用などを含め学校との連携が重要」。まさにそのと

おりだと思うのですけども、そもそも部活動から地域クラブ活動に切り離れたというのは、教師の働き方改革というのが1つの要因であったと思います。これをやはり地域クラブ活動を教育と考えて関連付けるという考え方は理解できるのですけども、この希望する教師というのが、致し方なく希望させられているように見える教師というのを含まないように、できればその教師が負担感がなくなる形で地域クラブ活動と連携するという配慮をぜひお願いしたいと思います。結果的に、結局自分がやらなければほかやらないというような地域があった場合に、教師の負担が減らないというのが1番困ると思いますので、その点ぜひご配慮いただきたいという希望でございます。

【鈴木地域スポーツ課長】はい、渡辺委員ありがとうございます。おっしゃるとおりで、希望する教師の方に兼職兼業を行っていただく必要がありますので、その点については十分留意してまいりたいと思っております。

【友添主査】ほかにございますでしょうか。よろしいですか。ほかにご質問等、ご意見ありますでしょうか。前島委員、どうぞお願いします。

【前島委員】教育課程外である部活動と、さらに学校外にある地域クラブ活動をあえて学習指導要領に位置付けるということは、すごく大きな意味があるなと思っています。活動の場所が変わっても、子供たちが得べき教育的価値は変わらないという共通の土台を示すということだと思います。地域と学校と地域クラブが公式に連携を深める根拠となるという部分では、大きな示し方ではないかなと感じます。働き方改革や、子供の少子化、地域によってはなかなか人がいない、人材不足など様々な面がある上で、子供たちを守る上では地域と一緒に取り組まないと難しいと思います。ただ単に放課後の活動を地域にすべて委ねることではなくて、学校教育との連続性を持たせながら地域と一緒に全体で子供たちを見ていくという事を保障することだと思いますので、ぜひ大事にしていきたい部分だなと思いました。

【友添主査】貴重なご意見を賜ったという理解をしております。ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それではここで議題の1を終わりにしたいと思います。鈴木課長、どうもありがとうございました。それでは議題の2に移りたいと思います。体育ワーキングの取りまとめ骨子案等についてに入ります。冒頭に申し上げましたとおり、今日はこれまでの議論全体を振り返りながら取りまとめも視野に入れつつ、さらに皆様からご意見をいただきたいと思います。まずは資料につきまして赤間室長よりご説明をいただき、そのあとボリュームもありますので一旦休憩を挟んだ後意見交換をしたいと思います。では赤間室長、説明をお願いいたします。

【赤間企画調整室長】はい、それでは、資料2-1、2-2に基づいてご説明をさせていただきます。まず資料2-1、体育・保健体育・健康・ワーキングの取りまとめ骨子案という資料でございます。これは先ほど友添主査からお話ありましたとおり、これまで9回にわたってご議論いただいた内容をまとめさせていただいたものでございます。さらにこれを踏まえてご議論をいただきたいというふうに思っております。まず1ページから順繰りにご説明をさせていただきますけれども、まず現行の成果・課題を踏まえた改善の方向性ということで、括弧1、現状の成果、それから現状の課題ということでございます。こちらについては議論の前提として、第1回のワーキングの中でもご紹介させていただいた内容でございます。現行の学習指導要領がどういうふうな考え方に立っているのか、それからこれまでの成果としてどういうことが挙げられているのか、そして現状の課題といたしまして学習指導要領の実施状況調査、あるいは全国体力・運動能力調査等々で見られる様々な成果と課題、こういったものについて整理をさせていただいたものでございます。続きまして2ページ目でございます。こちらについても第1回のご説明の中でご紹介させていただいた内容と重なりますけれども、社会や学校の現在の状況を踏まえた課題といたしまして、運動・スポーツに関連する様々な課題、そして健康・安全に関する課題、そして右側には指導に関する環境面の課題、条件整備の部分でございますけれども、それからその他の課題として運動領域、それから保健の学習、あるいは専門学科の体育、それぞれの学習の継続性等々についての検討が必要であるということに記載させていただいたところでございます。3ページ目いきまして、具体的に改善の方向性というところでございます。最初にご議論いただきましたのが、学校で体育・保健体育を学ぶ本質的な意義というところでございました。体育・保健体育につきましては、すべての子供が運動・スポーツの多様な楽しみ方を味わう機会を保障する、そして知・徳・体のバランスを支える不可欠な学びの場であると。そして運動の学習、これを通じて認知能力のみならず身体面や社会面、情意面に関わる資質・能力の育成にも力を発揮している。そして身体を通して学ぶ運動・スポーツの価値、意義、こういったものが自己理解の深化にも繋がり、また共生社会の作り手の育成ということにも貢献をしていると。また保健に関しましては、学齢期の様々な健康や安全に関する課題の克服のみならず、生涯を通してウェルビーイングで豊かな生活を送っていくその基礎を培うもの。また健康・安全に関する適切な意思決定や行動選択をす

る力を育み、未知の健康課題等にも対応できる柔軟で持続的な資質・能力を身につけることが期待をされているというところでもあります。また右側上には保健の関連でございますが、学習内容を主体的に受け止め日常生活で行動化する実践力へ繋げていく。それによってまたより良い社会を含む環境の創造に主体的・協働的に参画する力を育むものであると、そういった意義が確認をされているところでございます。そのような本質的な意義を踏まえた改善の方向性といたしまして、体育に関してはすべての児童・生徒が安心して運動・スポーツに取り組み、良さや楽しさを豊かに、あるいはこういった学習を通して豊かなスポーツライフの実現、こういった資質・能力を育成していくことにつながれるように、発達の段階を踏まえた学習の在り方について改めて検討をし、目標及び内容の継続性を見直していくこと。また、体育の学習の特徴の1つであります態度に関する指導と評価の在り方、こちらにつきましては児童・生徒の本質的な理解を一層充実させる方向で検討するというところでございます。また、保健に関しましては、現代における多様化・複雑化している健康課題等を踏まえつつ、発達の段階に応じた学習の在り方、こういったものを踏まえながら目標・内容の継続性を考えていく。それから2つ目のところでございますが、未知の健康課題にも対応できる柔軟で持続的な資質・能力、こういったものを育成する観点から健康や安全に関する概念やそれに関わる原則、こういったものを整理し、分かりやすく示す方向で検討していくというところが確認をされたところでございます。4ページ目でございます。括弧1、目標の在り方のところでございます。体育と保健、これは教科として一体であります。そういった目標を教科として一体として示していく。また、柱書きは小・中・高共通に示しながら、3つの資質・能力の柱ごとに発達の段階に応じた資質・能力の書き分けを行っていく。そして学びに向かう力・人間性等、これについては全体の整理の中で様々な要素から構成されるという整理がされておりますが、そういったものも分かりやすく箇条書きで示していくというところを確認させていただいたところでございます。また、目標等に用いる表現の整理というところもございますが、運動・スポーツをする以外にも「みる」「支える」「知る」などの要素があるわけでございます。また、今般の改定スポーツ基本法の中には集う、繋がるといった要素も示されているところもございます。今回の改定の中で方向性としては、この運動・スポーツの多様な楽しみ方というところが出てくるわけでございますが、この表現の中に、「する」「みる」「支える」「知る」「集まる」「繋がる」等によってその楽しさを享受すると、そういったことも含むものとして整理をしていきたいというところもございます。また2つ目につきましては、この公正、責任等の態度に関する要素につきましては、今般の改定で児童・生徒の本質的な理解を目指していく、その上で運動とどう関わっていくのかということを理解、経験する学びを実現していく、そういう方向性を踏まえまして、運動との関わり方ということで整理をしていくという方向性を確認してございます。また右側、健康・安全に関すること、未知の課題に柔軟かつ持続的に対応できる資質・能力の育成の上で重要な概念やそれに関わる原則、そういったものを以下のように分かりやすく整理をしていくというところを確認させていただいております。括弧2、見方・考え方の在り方でございます。改善の方向性、これは全体の議論の中で、いわゆるその教科としての学校段階での見方・考え方ということだけではなくて、学校で学んだ後、自らの人生や社会との関わりの中でそういった見方・考え方を働かせていくという部分も含めて表現をしていくということでございます。そういった意味では学校種ごとということではなくて、全学校種で統一をし、経験の浅い先生方、あるいは体育・保健体育を専門としない先生方も含めて、分かりやすい表現というものを今回ご議論いただいたというところでございます。5ページ目でございます。資質・能力の構造化のポイントということでございます。今回の改定は深い学びをより実装していくという観点から、個別の資質・能力がどのように深まっていくのか、それを高次の資質・能力という形で構造化をしながら示していくということが求められていたところでございます。1点目のところは形式でございますけれども、体育・保健体育の保健につきましては知識・技能の継続性というものが明確である、これに対応する思考力・判断力・表現力、これを一体的に育成していくということが表形式の上でも、分かりやすい並列パターンという形で構造化をしていくというところを確認させていただいております。体育に関しましては継続性は引き続き大きく、この子供の発達段階を踏まえて4年ごとのまとまりで捉えていくというところ、そしてこの小学校4年生まで、これは幼児教育段階との接続を踏まえながら各種運動の基礎を培う時期として、それから中学校2年生までは多くの領域の運動を経験しスポーツの基礎に触れる時期として、それから中学校3年生以降の4年間につきましては卒業後も運動やスポーツに多様な楽しみ方で豊かに関わることをできるようにする時期として再整理をすることとしております。3つ目のボツにございますように、子供の発達は連続的なものであります。それゆえに学校段階が変わったということで技能の水準が急に高くなるということがないように、すべての児童・生徒が一層豊かに運動・スポーツに取り組める機会を確保できるような継続性を考えていくというところでございます。また下から2つ目、学

びに向かう力・人間性等という3つ目の資質・能力の柱に位置づけていたいわゆる態度に関する指導事項、これにつきましては指導と評価の具体化を図るという観点から運動との関わり方として知識・技能を中心として再整理をしていくこととしております。また運動との関わり方につきましては、これはすべての運動領域における学習と関わりがあるということでございますので、すべての領域共通の資質・能力として示していくというところを確認させていただいております。また5ページの右側、保健に関することでございますけれども、発達段階に応じた着実な資質・能力の育成、こういった観点から健康・安全等に関する概念やそれに関わる原則を学校段階をまたぎながらスパイラルで学んでいくという継続性を引き続き用いていくということ、それから2つ目にありますように内容相互の関係性が複雑になっているもの、あるいは内容が広範に及んでいるもの、こういったものについては見直しを定期的に図りまして学校段階を見通した継続的な指導をしやすいとするという方向性、それから3点目でございますが、小学校段階については身近な生活を中心とした健康・安全に関する基礎的な内容を実践的に学ぶ、そして中学校段階においては個人生活を中心とした健康・安全に関する内容をより科学的に学ぶ、そして高校段階におきましては個人及び社会生活における健康・安全に関する内容について総合的に学びを深めるような継続性に再整理をしていくというところでございます。また高次の資質・能力につきましては、この継続性の考え方を踏まえた指導を充実させるという観点から体育・保健ともに、継続性の検討において整理をした内容のまとまりごとに示していくというところ、また体育につきましてはこういった身体活動等に取り組む中で生涯にわたって心身の健康を保持・増進し豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を目指しているということになるべく具体的かつ平易に表現をしていくということ、また保健につきましては学習の中核をなす概念やそれに関わる原則というものを統合的な理解で分かりやすく示していくとともに、どのように生活における課題等への対処につなげていくのかというところを総合的な発揮という形で端的に示していくと。そういった具体的なイメージにつきましては、補足イメージのとおりでありますけれども、最終的な指導要領の告示の形にしていくにあたっては、こういったイメージをもとに取りまとめの趣旨も踏まえつつ分かりやすく使いやすいものになるようにさらに検討をしていく必要があるというふうに考えてございます。6ページ目、内容の改善の在り方ということで、括弧1、内容の充実、1つ目が態度に関する要素、運動との関わり方の指導と評価というところでございます。学びに向かう力・人間性等という資質・能力に位置づいていた、いわゆるこういった態度に関する要素につきましては、体育において育む資質・能力として大変重要であるというふうに考えておりますけれども、指導と評価の面では課題があったというところでございます。大きく分けて2つあり、1点目につきましては、まさにこの公正に取り組もうとしている等の意思的な部分に関する指導と評価、その行動の意義等について子供たちの十分な理解が伴わない形式的なものとなってしまう可能性というものが指摘をされているところでございます。また2つ目のところでございますが、態度に関する指導事項に関して、その体育独自の取り扱いと他の教科で共通する部分、粘り強さと自己調整という2側面から見取るという、こういった要素が混在をしていることによる教師の先生方のこの理解の難しさというところがございます。2点目でございますが、態度に関わる要素について、なぜそうするのかに関わる概念的な知識やなんであるかに関わる事実、内容に関する知識の側面、さらには実際の行い方に関わる技能の側面、こういったものに着目しながら知識・技能を中心に再整理をすることで児童・生徒の本質的理解につながる指導と評価の改善を図っていくという方向性でございます。また1番下のところでございます、愛好的な態度につきましては、運動・スポーツの多様な楽しみ方を目指す態度として、引き続き学びに向かう力・人間性等に位置づけていくということで整理をしてございます。右側でございます、新たな学びに向かう力・人間性等ということで、こちらについては論点整理の中でも様々な要素が含まれている、これを構造化してさらに分かりやすくしていくという議論がございました。大きく分けては丸1と丸2の2つの要素で整理ができるというところでのご議論の中で、教科等の学習で育みたい学びや生活に向かう態度、それから教科等の学習で育みたい情意・感性、この大きく分けて2つの要素から検討すべきとされたところでございます。これを踏まえて体育・保健体育科においても、下の欄で書かせていただいておりますけれども、丸1に対応する部分、丸2に対応する部分というものを体育・保健それぞれについて整理をさせていただいたところでございます。続いて7ページでございます。幼児教育段階との接続を踏まえた遊びを通した学びというところでございます。継続性の議論の中でかなり丁寧に議論をいただいた部分でございます。幼児教育段階との接続を踏まえた小学校1年生から4年生までの各種運動の基礎を培う時期というものでございますけれども、生涯を通じて運動・スポーツに親しむ基礎を豊かに育んでいくという観点から、子供たちが夢中になって試行錯誤をしたり、他者と関わりながら体を動かす機会というものを一層確保していく、そして運動することの良さ、そういったものを味わう中で多様な動き、こういったものを身につけ磨い

ていくということができるような形で、遊びの要素を取り入れた学習として再整理をしていくというところでございます。また2つ目、運動・遊び、これについてはやらされということではなく、自己決定や自身の可能性の実現、能力の向上に向けまして内発的に動機づけられて運動に取り組む活動、こういったものを想定をしているというところでございます。これによりましてすべての児童のやってみたいという内発的動機づけに基づく活動機会を十分に確保していく、各種の運動の基礎として生涯にわたって重要である動き、こういったものを身につけたり磨いたり、そうした過程で知識・技能・思考力・判断力・表現力を往還させながら学びに向かう力・人間性等を育む改善を図っていくということでございます。右側でございますが、引き続く4年間、4年間、この12年間を見通した運動・スポーツを通した学習でございます。小学校5年生から中学校2年生、多くの領域を経験しスポーツの基礎に触れる時期と整理をさせていただいたところでございますが、すべての児童・生徒が安心して運動に取り組めるということが重要であるというふうに考えてございます。これを踏まえてルール等を簡易なものとした運動を通した学びを基本として整理をしていく、その上でこれは単に技能の水準を下げるということではなく、12年間を見通してすべての子供たちの発達段階に応じた豊かな学びを保障していく、その中で好き・楽しいというものを丁寧に育んでいくという趣旨であるということも確認をさせていただいております。また2つ目、中3からの卒業後も運動やスポーツに多様な楽しみ方で豊かに関わることができるようにする時期、この時期でございますが、これは引き続き子供たちの興味や関心等を踏まえた選択制とつながっておりますので、運動・スポーツを主体的に選択をしていく、あるいは生涯スポーツの楽しみ方に触れていく、そして生涯にわたる自分にとっての運動・スポーツの楽しみ方を考えていく、こういったことを基本的な考え方として整理していったらどうかというふうに考えてございます。その次、体育理論に関するところでございます。子供たちが豊かなスポーツライフを実現していく、そしてスポーツ文化を創造する主体となっていく、そのためには運動・スポーツの多様な楽しみ方の視点を理解すること、また文化・経済・教育等の多様な面からこの運動・スポーツを捉えられるようになること、そして安全な行い方についても理解を深めていく、こういったことが重要でありまして、体育理論を学ぶ意義というのはまさにこういったところにあるという形で整理をさせていただいております。学習内容につきましては、改正スポーツ基本法の趣旨にも留意をしながら改善を図ることといたしまして、名称についてはスポーツ理論という形に改めるというところでございます。また1番下、実際に体を動かす領域の部分、あるいは保健の学習内容、こういうものと関連を図ることによりまして、より運動・スポーツの価値等を一層理解することにもつながっていくというふうに考えてございます。8ページ目でございます。体育と保健の連携ということで、まさしくこれは会議の中で繰り返し先生方からもご指摘をいただいた部分でございます。関連を図ることが有効と考えられる指導内容、こういったものについて解説の中にも一部記載があるわけでございますけれども、こういったものをより整理して分かりやすく示していくということも考えられるのではないかとこのところでございます。次に高等学校専門学科の体育でございますけれども、専門学科体育における学習、これはスポーツの推進及び発展に向けた資質・能力を養う、こういったことを目指すものであります。その性格というものをよりの確に表現をする趣旨から教科名を体育からスポーツに改めるというところが1点目。また2点目につきましては、学習内容の部分、これについては現行の科目・構成を基本としつつも、改正スポーツ基本法で念頭に置かれておりますスポーツを通じた社会課題の解決、こういった観点も踏まえながら我が国におけるスポーツの推進及び発展の担い手を育成する、こういったことを軸としていくということを確認させていただいております。健康・安全に関する指導の改善・充実というところでございますが、学習内容を主体的に受け止めながら、学びを深めていくことが重要である、そのためにより演習的な学習活動、こういったものも通して、健康や安全に関する概念、そしてそれに関わる原則についての理解を深められるような指導の改善を図っていく、これが1点目でございます。また右側に行きまして2点目、現代的な課題の顕在化、また健康課題が絶え間なく変化・複雑化・多様化しているという状況を踏まえまして、その中でこの意思決定能力や実践力、より良い社会・環境づくりに主体的・協働的に参画できる力の育成、そういったものを重視しながら柔軟で持続的な資質・能力を育てる、こういったものを基本的な考え方としていくと。そしてその際に継続性や高次の資質・能力、こういったものも踏まえながら個別の知識の指導に偏ることがなく、バランスの良い資質・能力の育成が図られるようにしていくという観点でございます。2つ目、この性犯罪・性暴力に関する様々な課題が指摘をされております。国としても命の安全教育、こういった観点から教材を準備をし、それが全国各地で実践というのが展開をされているというところでございます。こういった成果も十分に踏まえまして、教材の内容と学習指導要領の関連性、こういったものを分かりやすく示し、さらなる活用や指導の充実が図られるようにするといったところを記載させていただいております。また、健康・安全に関する学習、

これは体育・保健体育科の学習のみで尽きるということでは当然ございません。教科等の横断的な視点を含めて、学校教育全体、学校教育活動全体で充実を図っていく必要がございます。外部機関や専門家等の人材、あるいは地域資源の活用、そして探究的な学習プロセス、こういったものも取り入れながらさらなる改善というものが期待されるところでございます。9ページ目、括弧2、内容の精選についてということでございます。余白の創出の観点等を踏まえた内容の見直しというところでございます。運動・スポーツを通した学習、これはいわゆる競技力を育てることが目的ではないわけでありまして、運動に取り組む中で試行錯誤、目標達成、そういった中で発達段階に応じた動きや運動の行い方、運動との関わり方、こういったことを学ぶことで運動等の楽しさや喜びを味わったりすること、これがまさにその趣旨である。こういったことを踏まえまして、小学校4年生までの段階、これを具体的な運動のやり方等を示すということを改めまして、高次の資質・能力を踏まえながらどのような動き等の習得を意図しているのか、こういったことを軸として身につける資質・能力を分かりやすく示していくこととしてございます。また、小学校5年生以降の段階についても活動のバリエーションが狭まることのないように留意をした上で、運動や種目の示し方を柔軟にする方向で検討をしていってはどうかという点でございます。これら改善によりまして、要はその学習指導要領に示されている具体的な運動、こういったものをこなすことに現場が急遽とする、そういった状況が解消されるということが期待されるところでございます。さらに運動領域の学習につきましては、2年間のまとめりと共に、計画的に学ぶ、こういったことが基本となっているわけでございます。内容の構造化を図る際にも、2年間で学ぶ内容というものを分かりやすく示していく、これによりまして指導計画において毎年同じ時期に、同じような種目・運動・スポーツをやっている、そういったところが改善をされ、余白を活用したさらなる指導の充実というものが図られることが期待されるのではないかとということが2点目でございます。また右側に行きまして3点目、子供たちが自らの状況を踏まえながら仲間と共に運動・スポーツの楽しさを十分に味わうというためには、指導内容が過度に積み上がりすぎないようにしていくということが必要であります。こういった観点から高等学校2年生以上、最終段階と書いてございますが、その部分で示す技能につきましては、現行の中学校3年生、高校1年生、この程度で示している水準、こういったものを基準として位置づけていくということの基本としてはどうかというところでございます。また、9ページの下、教科書の改善の部分でございます。体育・保健体育において共通性が高い指導内容や指導要領や解説で示す以上に、教科書等で繰り返し丁寧に示されている内容、こういったものにつきましても、当該段階でどのような資質・能力を育てることを目指しているのか、すなわちこの高次の資質・能力を踏まえながら慎重に検討を行い、深い学びを実現する、そういった観点から適切な取り扱いとなるように改善を図っていくというところを方向性として記載をさせていただいたところでございます。続きまして10ページでございます。体育・保健体育の深い学びの実現に向けてということでございます。重複する部分はありますが、1つ目、体育・保健体育を相互に関連付けながら、往還しながら深い学びの実現を目指していくことが重要であるということ。運動・スポーツを通した学習、これはすべての児童・生徒が運動・スポーツと豊かに関わる機会を保障し、知・徳・体のバランスを支える学びであるということ。そして保健の学習については、様々な状況の変化、こういった様々な課題に対応できる資質・能力の育成を図る観点から、児童・生徒の発達段階、こういったものを柔軟に受け入れながら、日常生活における実践力、より良い社会を含む環境づくりへの主体的な参画など、適切な行動選択、意思決定につながる学びの充実を目指していくこと、こういったものが重要だというふうに考えてございます。また多様性の包摂、こちらにつきましては、誰もが運動・スポーツを含む活動の楽しさ、喜び、こういったものを豊かに味わいながら学習を深めていくという観点から、一人一人の好きの発見、得意を伸ばす、こういったことが重要でありまして、またすべての児童・生徒を視野に入れた一次的支援を含む多様性の包摂に積極的に取り組んでいくことが必要だというふうに考えてございます。また運動に関する学習、これはまさに共生の観点を踏まえた活動を実践をするということとも親和的でありまして、よりこういった活動を充実させていくということが期待されるところでございます。右側、デジタル学習基盤に関して、まさに個別最適で協働的な学びを常にアップデートをしていくという観点から欠かせないこのデジタル学習基盤、これを体育・保健体育の学習の中でも、さらに活用していくということが期待をされているところでございます。またハイパフォーマンスのスポーツの分野では、様々なデータを活用して自らを理解し、考え、振り返りながらパフォーマンスを高めていくという知見も蓄積をされてございます。そういったご紹介された内容なども参考にしながら子供たちの体育や保健の学習、こういったものにおける活用、こういったことも期待されるのではないかとこのところでございます。また活動場所や指導体制等の整備というところでございますが、運動・スポーツを通した学習においては安全面への十分な配慮、そして適切な活動環境を確保していくことが重要であり

ます。昨今の暑さ対策への対応、暑熱順化を取り入れることも含めた、実効的かつ現実的な安全管理、指導計画の工夫、そして体育館等のハード面のいわゆる計画的な空調整備、こういったものも基本として対応を進めることが必要だというふうに考えてございます。また今回遊びの要素を取り入れた学習というところが1つキーになってくるわけでございますけれども、これはまさに授業づくりの中で意図的に効果的な環境づくりということをしていく必要があります。意図的・計画的な条件整備の必要性というものも記載をさせていただいております。また指導を支えるという観点から授業改善に関するモデル開発であるとか、研修機会の充実であるとか、あるいは指導参考資料の提供、それから学校現場での多様な人材の参画を支える方策、そして効果的・適切な参画に関するノウハウの整理・展開、また小学校における専科指導体制のさらなる充実、こういったことも期待をされるところでございます。11ページでございます。水泳授業の在り方というところで1つ立ってございます。1つ目、昨今水泳授業を取り巻く状況、様々でございますけれども、ここでは改めてその水泳授業の教育的意義として3点、水に親しむ楽しさ、喜びを味わう、そして陸上とは異なる特殊な環境での多様な動きに、そういったものに取り組む、そして水難事故から身を守ると、そういった力を身につけるというような様々な教育的意義があるというところを確認をさせていただいております。その上でこういった教育的意義も踏まえつつ、引き続きすべての児童・生徒の適切な学習機会が確保されていくということが必要ではないかというところが2点目。3点目、学習内容に関してでございますけれども、安全確保につながる運動、これは小学校5年生・6年生に位置づいている内容でございますが、また安全確保に関するその心への指導というものも行われております。実際の対応力につなげるという観点から言いますと、水に触れる機会、すなわち実技を通してこういったものを学んでいくということが望ましいというふうに考えられるわけでございます。またさらにはこの中学校以降の段階においても、この安全確保という観点からの取り組みの検討というものも期待をされるところでございます。また水の中での活動にも当然なことながらこの多様な楽しみ方があると、何分で泳げるとか何メートル泳げるという単なる泳法の話だけではないということでありまして、生涯のスポーツ、生涯スポーツにもつなげるという観点からさらに幅の広い活動の可能性についても検討することも期待されるのではないかとこの点でございます。また持続可能な水泳授業を実現していく観点からの様々な留意点、また学習指導要領の解説等において、これらを踏まえた記載の検討も必要ということで、まず1点目、活動場所の確保・整備につきましては、各学校がいわゆる自前のプールを1つずつ持つということが、この時代の中でなかなか難しい状況も出てきているということの中から、社会体育施設との集約化・複合化、そういった整備をすることも含めまして、地域の状況・実情に応じた中長期的な視野を持った対応というものが必要になってくるということ、それから民間の事業者と連携をしてスイミングスクール、スイミングクラブ等々で指導するというケースが増えてまいりますけれども、安全面や学校のいわゆる体育の水泳授業として実施をしている、こういった趣旨を踏まえた対応が必要になってくるということ、それから3点目、プールの管理、これは注水でありましたり水質管理でありましたり、いろいろありますけれども、指定管理者制度の活用や管理業務の民間業者への委託、こういったものも行いながら働き方改革の部分、こういったものにも配慮した取り組みというのが必要になってくるだろうというところでございます。11ページ目、右側でございます。調整授業時数制度等の活用ということで、多様な子供たちを包摂する教育課程を実現していく、その中で子供たちにも教員にも余白を作りながら様々な創意工夫を凝らした取組を実現していくという観点から、この調整授業時数制度等というものが全体として議論をされてございます。この制度設計を活用しまして体育や保健の学習をさらに充実する観点からいろいろなご議論をいただきました、そういった取組について記載をさせていただいているところでございます。最後でございます。学習評価に関する、こちらにつきましては内容のまとめりごとの評価基準例、こういったものを国が示していくという方向性が示されているということも踏まえつつ、体育の授業につきましては知識・技能・思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性等と、この3つの資質・能力をバランスよく評価をしていくということが重要であるということ、そしてまた今回知識・技能を中心として再整理をした運動との関わり方、こういったものについては評価イメージについてさらに検討していく必要があるということ、また保健に関しても単なる知識の暗記ではなく、未知の課題にも対応できる持続的で柔軟な資質・能力を育てるということを目指して、概念、それに関わる原則に照らした資質・能力の評価をさらに充実をさせていくということが重要ということで記載をさせていただいたところでございます。12ページ以降は、これまでご議論をいただきました、先ほど本文の中に書かせていただいている内容と関連する資料というものを添付をさせていただいているところでございます。資料の2-1については以上でございます。恐縮でございますが、資料の2-2について引き続きご説明をさせていただきます。前回のワーキングにおきまして、高次の資質・能力を生かした探究計画づくりの参考イ

メージということで、これは中学校の体育の例についてお示しをして、ご議論をいただいたところでございます。その後、企画特別部に各教科のこういったイメージが上がりまして、その際に、教科固有の学習過程というものがもう少し色として出た方がよいのではないかというご指摘や、指導と評価の計画という形で最終的に落とし込まれた姿というのが、これまでのものとあまりイメージが変わらない、要はその個別の資質・能力の深まりというものがより具体的にイメージできるように改善が図れないかというようなご指摘がありまして、各教科の方でそれぞれ作業し、この体育と保健に関しても同様に作業をさせていただいたものを今回提示をさせていただいております。1ページ目のところ、左側のこの吹き出しの部分、これについては以前見ていただいたような内容になりますけれども、右側にありますような左側がこの知識・技能の系統、上にこの統合的な理解ということで高次の資質・能力が示されております。また右側、思考力・判断力・表現力の系統でございしますが、統合的な発揮ということで上に高次の資質・能力が示されておりますけれども、そこに向けて個別の資質・能力というものをどのように各時間の中で高めていくのかということ、これを単元全体の構想を見ながら、こういったものを構想していく。そしてまたこれは知識・技能と思考力・判断力というものが完全に分離しているということは当然なくて、これを一体的に育成していくという観点での横の連携といいますが、横の繋がりも含めて、表現をさせていただいて整理をさせていただいたものが、体育と保健に関してそれぞれ資料としてお付けをさせていただいているものでございます。こちらについても先生方の方で確認いただき、ご議論いただければというふうに思います。事務局からは以上で

【友添主査】ありがとうございました。今までの議論、あるいは皆さまからのご意見を事務局の方でおまとめいただきました。さて、ここで少し休憩を入たいと思います。14時51分まで休憩とさせていただきます。

（休憩）

【友添主査】再開の時間になりました。よろしいでしょうか。それでは議事を再開してまいりたいと思います。休憩前に赤間室長の方からご説明をいただきました取りまとめ骨子案、それから単元構想のイメージについて意見交換を行いたいと思います。時間は約1時間を予定しています。ご意見、ご感想がある場合には、できれば取りまとめ骨子案なのか単元構想のイメージについてなのか、また可能であれば具体的なスライドのページ数等をお知らせいただいております。お話しいただければ非常に助かるかと思っております。もちろん全般についてのご意見、ご感想もお伺いします。いつものとおりであります。ご発言のある方は挙手ボタンを押していただけたらと思います。いかがでしょうか。はい、佐藤豊委員、お願いします。

【佐藤（豊）委員】よろしくお願ひいたします。まず全体の取りまとめ案は、よく短時間で会議の概要を非常に分かりやすく端的にまとめていただきまして、ありがとうございます。その上で、1番少し気になるのは、用語についてですが、出てしまうとオーソライズされてしまうので、例えば体育、保健体育、体育科、保健体育科とか体育保健など様々な表現がみられるので、そのへんの確認を最終案のところでしたいただけたらありがたいと。運動・スポーツ、運動やスポーツというところも場所によってどう定義づけて使われるのかによって意味が通じればいいですけど、同じような用語で結構いろんな言葉がまだまだ未整理な部分があるので、気になりましたっていうのが1点です。あと、ページでいきますと、現行の成果の1番最初のページのところの右側のところに心身のリフレッシュという面においても重要な役割というところがありますが、間違っていないと思うんですけど、ひっくり返すと体育は気分転換でいいと捉えられ方をされないか心配な点があります。例えば心身の調和とか日常生活の活力を得られるとか、と授業としての肯定的な言葉を書いていただくと、より体育の授業の成果というところが出るのかなと思ひました。単元構想のところなんですけども、理解のところなんですけども、これまでも指導と評価の一体化の資料等で、かなり体育のほうは緻密に、このへんの3つの資質・能力のバランスを取りながら、いわゆる大きなところに沿いを測れるような形の資料づくりもしてきておりますので、そこでの整合性っていうんですかね、それをうまく継承するような形で最終的には、全教科のフォーマットで出てきてますけども年間指導計画の2年間の重点化の中で、この単元では、どれを指導し評価するのがい分かるような形のものです、教科独自のこれまで進めてきたものをしっかりと継承して整理していただければありがたいなと思ひました。以上でございします。

【友添主査】ありがとうございました。まだ言葉、用語の揺らぎはチェックが十分できてない段階かなと思ひます。今後、これを事務局のほうで進めていただければと思ひます。はい、じゃあ次、ご質問よろしいでしょうか。ご意見あります。はい、渡邊正樹委員お願いします。

【渡邊委員】はい、よろしくお願ひいたします。ちょっと細かい質問なんですけど、1つお願ひした

いのですが、資料2-1の9ページ目をお願いします。これまでも体育・保健体育の連携ということは随分と議論されて、また今回も明記されているわけなんです、ちょっと気になったのが、右下の教科書の改善を視野に入れた内容の見直しのところにも、ちょっと体育・保健体育の共通性の高い指導云々というのが出てきているんですが、ここのところで書かれていることで、教科書の改善ということを行っているわけですから、今、体育・保健体育の共通性の高いところに何か課題があるから改善という話だと思うんですね。で、その教科書の何が問題なのかということ。で、最後のほうに「適切な取り扱いになるように」というところがあるわけですが、何が課題であって、また「慎重に検討を行い」とあるんですが、慎重に検討を行うというのは具体的にどうということ、何をどうしようとするのかということが、ちょっとここの文章だと漠然としていてよく分からないので、もう少し具体的にご説明いただければと思いますので、ということで1点ご質問させていただきました。

【友添主査】教科書の記載のところでありますが、ここについて事務局のほう、ご意見に対してご回答があればお願いします。

【赤間企画調整室長】はい、まず、この教科書の改善については、今回学習指導要領の中身が構造化をされていく、高次の資質・能力というものがシャープに示されるということによって、個別の資質・能力というところも筋肉質になっていく、内容についても余白ができるような形になっていくというところ、それを踏まえて、では教科書も変わらなければというところが前提にはあります。その上で、ここに書いている内容ですが、体育・保健体育において共通性が高い指導内容という形で示させていただいております。これは下のところの注の中で例示させていただいているような内容もございますけれども、保健の側、保健のいわゆる心の健康の側からアプローチをしている内容であったり、体育理論の側から運動・スポーツの効果としてアプローチしているものであったり、それぞれの学習内容に即してそういったものが取り扱われているということが基本でありますので、重なっていることイコールいけないということを我々も申し上げるつもりというのは基本的にはございません。それぞれのいわゆる領域であったり科目であったり、そういった中で高次の資質・能力というものにプラスして、どこを目指していくのかということに必要となることがちゃんと記載がされているのかということと、あとは、今回保健と体育というところは、体育理論と保健の内容というものが1冊の教科書になっているというのがちょっと特徴としてあるのかなというふうに思っております、それらが関連している、関連づいている指導内容の例えば前後であったりというような形で、そういったことも考えられますので、そういったことが例えば適切に表現されるというようなことも、そういった改善という中には入りうるのかなというふうに思いますが、必ずしも重なっているからイコールいけないということではなくて、そういった高次の資質・能力を身につけていくという上で、どういうふうな立て付けが適切なのかということに関しての適切な取り扱い、改善を図っていくというところを記載させていただいているところでございます。

【渡邊委員】分かりました。この内容、今ご説明いただいた内容は、指導要領の解説にそれが分かるような記載の仕方をされるということの理解でいいんでしょうか。

【赤間企画調整室長】はい、基本は教科書ですので、最終的には指導要領本体だったり、解説の中に表現されていること、こういったものを鍵として、教科書会社のほうでいわゆる教科書を編集・編纂していくという過程の中で、こういったところが反映をされていく。各教科のワーキングの中で、まさにこういうふうな考え方をそれぞれ示しておりますので、そういったことと合わせて教科書会社のほうでの検討をしていただくというようなことになるのではないかなというふうに考えてございます。

【友添主査】続きまして南委員をお願いします。

【南委員】私のほうから大きく3点、期待したいことをお伝えしたいと思います。まず資料2-1の2ページ目。「その他の課題」の中に「2つ目の黒丸、スパイラル構造で資質・能力を育成することとなっている」というこの表記と、同じく資料2-1の5ページですが、保健の1番、右側保健の1番上の黒丸のところ。「学校段階をまたぎながらスパイラルで学ぶ系統性を引き続き用いる」という、このスパイラルアップというところが非常に大事なところかなと思っていいです。学校現場では、現実に同じ内容を繰り返し学んでいて、おもしろくないと感じている子供が多く見受けられます。そういったことがないような、より一層の改善に向けた工夫が必要だと思いますので、そういう工夫が分かるような例示が出てくることを期待しています。2点目です。同じく資料2-1の20ページです。高等学校の保健、1番下にあります健康を支える環境づくりというところなんです、わかりやすく良い示し方なので、現場としてはありがたいと思っています。私の思いとしては、健康を支える環境づくりは、実はすべての矢印が集まってくるような考え方が現場でできると良いと考えています。

そういった考えが伝わるような表現が示されることを期待しています。3点目は資料2-2の4ページです。4ページ、5ページはこのように心の健康を例示していただいているので、非常によく分かる図になっていると思っています。しかし、これを小学校、そして中学校・高校との学習でどのように接続、そして発展していくのか、こういったことがまた例示として明示されることを期待しているところです。以上です。

【友添主査】ご意見承りました。続きまして宇山委員、お願いします。

【宇山委員】はい、よろしくお願いします。今映していただいている2-2の4ページ、5ページで大丈夫です。コメントになるんですけども、私のような立場の人間からしても、このように可視化いただいたことでかなり分かりやすくなってきたかなと思っています。横の青矢印で示していただいているこの関連ですね、ここについてもすごく繋がりが理解できるんですけども、この繋がりの強弱だったりとか、特にこの単元を作るイメージを先生がこれを作られるときに、後々記録としてすべて同列に見えてしまうと、一番この繋がりを意識しているというようなものがもし残せるのであれば、強・中・弱みたいな感じで表現をできると、そのあと他の先生方に共有していただいたりとか、あるいは先生方が思い出すときに使えたりするのではないかなと思いますので、そういった例示の表現方法がありましたらご検討のほうよろしく願いいたします。私からは以上です。

【友添主査】授業をやるときにはクラスの子供たちの状況、地域の特性、あるいは学校の伝統、それから先生ご自身のお考えももちろんありますので、国がどこまでこういう例示を示すのがいいのかどうかって、結構意見の分かれるところではあります。ただし今、宇山委員がおっしゃったことでいえば、先生方が分かりやすい学習指導要領、あるいは解説書を書いたときに、今いただいたご意見というのは貴重なご意見かと思います。ご意見を承りましたということで、次に進めさせていただこうと思います。続きまして渡辺弘司委員お願いします。

【渡辺委員】はい、渡辺でございます。私は取りまとめ骨子案の保健の学習ということに関して1点意見を述べたいと思います。保健の学習は子供たちが心身の健康などについて現実に役立つ実践力に繋がる資質・能力を身につけることのできる重要な機会であるというふうに考えております。一方で私も学校医として様々な現場を見てまいりましたけれども、子供たちの発達の状況というのは様々でありまして、論点整理で示されている深い学びの実装のためには、子供たちの発達の状況を柔軟に受け止めながら指導を行うことが必要だと思います。また子供たちの発達の状況に応じた指導が必要な事柄については、学校のみで指導することが難しい場合もあると思います。私たち医師を含めて外部の専門家などの協力を得ることで、学校の先生方の指導がよりやりやすくなったり、子供たちの学習が充実したりすることもあると思いますので、こうした視点も大切にしていきたいと思います。国におかれましては、医療関係者等の外部専門家が適切な形で現場と繋がることを支えていただくような方策の検討もお願いできたらというふうに思っております。以上でございます。

【友添主査】貴重なご意見、承りました。続きまして岡出委員お願いします。

【岡出委員】私のほうは1点だけで、資料2-1の11ページの学習評価に関わる記載のところで1点だけお願いしたいかなというふうに思っています。多分この記載になった理由というのは、特に最後のところ態度主義的な評価にならないように留意しつつというふうに書かれるのは、その評価の仕方が難しい云々というところにも起因しているんだと思うんですけど、本来多分、指導した内容を評価するというこの原則が多分どこかに飛んじゃっているんだと思うんですよ。特に今回知識・技能のところの学びに向かう力・人間性等に入っていたものが入ってくるということは、それについて指導するので、そのことがちゃんと学習できているかどうかを評価をしていくというそのスタンスが必要であるということは、この点に関わっては可能であれば書いておいていただいた方がいいのかなというふうには感じました。はい、以上です。

【友添主査】大事な視点だと思います。これについてはご検討いただければというふうに思います。続きまして斎藤委員お願いします。

【斎藤委員】お願いします。はじめに、現行の学習指導の考え方の改善が図られた配慮の例については、解説に書かれたことであると思いますが、新たに明示と記載して問題ないのか気になりました。次に、本質的な意義の体育ですが、ここに共生社会の作り手の育成について言及されているのがすごくいいと思い、賛成しております。「育成することにも」ではなく「育成に」と示してほしいと思います。続いて、運動との関わり方については全ての領域共通の資質・能力として示すとありますが、これは各領域ごとに領域に応じた書き方をするのではなく、全体に通ずる内容で示すという捉えでいいのか確認したいです。私はそれがすっきりして見やすいと思いますが、現行ではそれぞれの領域ごとに書かれているものを共通として整理するということに問題はないのか確認したいです。また、高次の資質・能力ですが、取りまとめの趣旨を踏まえた分かりやすく使いやすいものとなるよう

にさらなる検討をすべきということについては、賛成です。次に、新たな学びに向かう力・人間性等のところですが、学びや生活に向かう態度と育みたい情意・感性の2つを①と②（マル1とマル2）に示していますが、その違いが分かりづらく理解が難しいと思いました。また、「愛好的な態度は運動・スポーツの多様な楽しみ方を目指す態度として学びに向かう力・人間性等に引き続き位置づける」と書かれていますが、これは①と②（マル1とマル2）のどちらに入るのか分からず、教えていただきたいと思います。

【友添主査】1度区切って回答いただくということによろしいですか。

【斎藤委員】お願いします。

【友添主査】1点だけ、先ほどありました運動との関わり方のところ、領域共通かということのお尋ねですけれども、これ領域共通というふうに書いてますので、領域共通だというふうに思いますが、事務局間違いないですか。

【赤間企画調整室長】はい、ご指摘のとおりでございます。資料の25ページのあたりを見ていただきますと、高次の資質・能力の一覧がございますが、各運動領域、あるいは体育理論も含めて書いてございますが、そのあとにすべての領域共通で運動との関わり方についての高次の資質・能力というものを、これは領域共通として各学校種で整理をしているというところでございます。

【友添主査】よろしいですか。もう1点のお尋ねですが、愛好的な態度は実際には学びや生活に向かう態度に入るのか、あるいはいわゆる情意・感性のところに入るのかのお尋ねですが、いかがでしょうか。

【赤間企画調整室長】資料の30ページを見ていただきたいんですけども、これも1回会議の中で提示をさせていただいた内容でございます。今回学びに向かう力・人間性等というのいろいろな要素が含まれているというところを、大きく分けて右側にあります4つの要素が含まれているというところ。それをさらに大きくくりにしていきますと、下半分ですね、この初発の思考や行動を起こす力や好奇心、そして他者との対話や協働、それを経て学びを自己調整をしていくという主体的な調整が中心にあると。ここの部分というのは右側にありますように、教科の学習の中で学びに向かう態度として関わる部分ということで、学習過程の中で表出しやすい傾向がある外的な側面という形で整理をされております。その上で、それらを踏まえて学習の中で育まれる人生や社会に向かう際の情意や感性というものが上に伸びている、学びを前方向付ける人間性という形で、これらの要素が組み合わさっているものがいわゆる学びに向かう力・人間性等だという形で全体が整理されている。丸1、丸2というふうに言っているものが、丸1に相当するものがこの下の3つ、丸2に相当するものがこの上の部分の情意に関すること、これを全体として捉えているというのが今回の整理であります。

【友添主査】よろしいですか。

【斎藤委員】これに関連して、保健は学びに向かう力・人間性等の見取る姿が書かれていますが、体育はこの表の中には学びに向かう力・人間性等の指導内容や見とる姿が見えません。これだけの学びに向かう力・人間性等の姿があると、何もイメージせずに授業するのは心配です。せめて目標として示されたり、保健のように見とる姿がそこに現れたりしていないと、指導する、授業を受けるというとき分りにくいという印象を受けました。最後に、水泳授業の在り方についてです。「安全につながる運動や心への指導は実際の対応力につなげる観点から、水に触れる機会を通して学ぶことが望ましい」と書いてありますが、望ましいというよりは、大変重要であると示してほしいと思います。また、「中学校以降の段階の取組の検討も期待される」ではなく、中学校以降で事故が多発しているので、検討する、検討が重要であるなど示していただきたいと思います。

【友添主査】貴重なご意見ありがとうございます。1点だけ、資料の2-2のバレーボールの単元構想図のところに関して、上位のところですけども、あくまでもこれイメージ案ということで、まだ例示の段階ですので、あるスポットを中心的に抽出したときに構想を練ったらこういうような形になるかというご理解をいただいたほうが今の段階ではいいかなと思っています。もちろんご意見を反映させるような活用イメージも作れなくもないということかとは思っていますが、よろしいでしょうか。前島委員お願いします。

【前島委員】資料2-1の10ページの多様性の包摂の部分について。これから学習指導要領の本体に示す部分と、解説で示すところと資料等でいうふうに、今後整理されていくのではないかなと思うんですが、現行の学習指導要領でいくと、こちらの部分については指導計画の作成と内容の取扱いとところの示されていくのかなと思っています。ぜひ指導をするにあたって、環境整備がすごく大事なんだということのメッセージを盛り込んで欲しいと思います。最初から多様な子供たちがいることを前提とした授業をつくるという事、基礎的環境整備が整っていることで合理的配慮がなくても学習に参加できる事や、合理的配慮が少なくても済むことに繋がりますので、ぜひこのような視点を内容の取扱

いについての部分を入れていただきたいと思います。そのことによってすべての子供たちが主体的に学習に参加できる授業につながると思います。その内容を受けてまた解説で詳しく説明していけるように是非お願いしたいと思います。

【友添主査】はい、ご意見承りました。続きまして藤原委員、お願いします。

【藤原委員】失礼いたします。2点についてお話しさせていただきます。1つ目は資料2-1の11ページの調整授業時数制度等の活用についてです。この調整授業時数制度は学校現場にとっては、とっても非常に関心の高い事項の1つであると考えています。これを学校や子供、地域の実情に応じた柔軟な学びを設計できる貴重な機会として、前向きに捉えています。ここの資料では多様な楽しみ方や多様性の包摂の観点を踏まえた取組をはじめ、いくつかの取組例が体育や保健の学習をさらに充実させる観点から期待されるものとして記されており、様々な学校で自校の実情に応じた授業が展開されていくことを期待していますが、留意すべき点もあると思っています。生み出した調整授業時数を既存教科等に上乗せできることから、運動量や活動時間の増加や新しい種目の導入といった量的な充実に目が向きがちですが、ここで忘れてはならないのは、活動量や内容を単に増やすことではなく、学びの質をどのように深めるかという視点だと思っています。何を新しく行うかではなく、子供の学びがどのように深まり、資質・能力が育成されるのかを基準として実践を構想することが大切だろうと考えます。調整授業時数は授業をもう1回やる時間ではなくて、もう1段深める時間として捉えることが重要であると私自身は考えています。もう1つですが、7ページになります。幼児教育段階との接続を踏まえた遊びを通した学びのところで、補足イメージとして示されています。31ページの補足イメージの20、運動遊びから運動への発達段階を踏まえた授業イメージについてですが、このイメージの20では低中高学年の内容が横並びに記されておりまして、大変分かりやすく整理されていると感じています。小学校については3年、4年が運動遊びに変わるということで、実践の蓄積が十分でない中で、不安に感じている先生方も少なくないと考えています。小学校では体育を専門としない学級担任が授業を担当する場合が多く、ここにある資料はあくまでも一例ではありますが、低中高学年の6年間の見通しを一目で把握することができます。そのため、これを見たあと自分の学年や学級に応じた授業を構想していく上で大いに参考になるのではないかと考えます。各学年の学びを単年で考えるのではなく、どのような学びや育ちを通して授業を構想していくのか、小さな積み重ねを大事にしながらこの先の育ちを見据えた授業作りを進めていくことが重要であると考えています。また、他の領域の運動についてもこのように整理し、授業のイメージが持てる資料を充実していただくと学校現場としては大変ありがたく思いますので、そのあたりもよろしくお願いしたいと思っています。

【友添主査】はい、ご意見ありがとうございました。調整授業時数については大きな改善点であり、資料1の本体に記載されるだろうと個人的には思っています。岩佐委員、お願いします。

【岩佐委員】はい、よろしくお願いします。資料の取りまとめ、ありがとうございました。私は骨子案の4ページについて、1点意見を述べさせていただきたいと思っています。4ページの左側の下、目標等に用いる表現の整理のところですが、今回お示しいただいた運動・スポーツの多様な楽しみ方と関わり方に関する表現の整理については、これまでワーキングでの議論を踏まえたものとして理解しております。その上で、1点懸念していることをお伝えさせていただきます。それは現行の学習指導要領の体育理論の内容との整合性です。中学1年の体育理論の内容では、運動やスポーツの多様な関わり方としては、「する」「みる」「支える」「知る」などの関わり方が示されています。また、多様な楽しみ方については、競技に応じた力を試す際、それから自然と親しんだり仲間と交流したりする際の楽しみ方などが示されているところです。このことに対しまして、今回の資料では体育理論で示されている内容と一致しないこともあって、中学校現場の教員に混乱を生じさせるおそれがあるのではないかと考えています。体育理論の内容については今後の検討になりますが、現場の教員が混乱することがないように、解説での検討であるとか、丁寧なご説明をお願いしたいと思っています。

【友添主査】ご意見ありがとうございました。続きまして、柏原委員、お願いします。

【柏原（奈）委員】はい、お願いします。2点お話をさせていただこうと思います。1点目は骨子案の10ページのところの「深い学び」の実現に向けてのところについてです。もしかすると整理される上で、ここに書くのではなく、違うところに書いたのかもしれませんが、「深い学び」を意識して授業をするときに、やはり知識及び技能と思考力・判断力・表現力等の間を行ったり来たりしながら授業を進めることで、子供たちの学びがどんどん深まっていき、それがいろいろな領域の学習を積み重ねることで合わさってきて「深い学び」につながっていくというふうに、現場にいると感じています。今日示していただいたイメージの心の健康、2-2のほうの5のところにもあるように、やっぱり行ったり来たり関連付けたりしながら高次の資質・能力につながっていく、そして学びが深まってい

くというのがイメージなので、「深い学び」の実現に向けてのところに、そのような記載、理解して発揮して、そしてその上でまた理解が深まって、としながら学びが深まっていくということが書かれると、「深い学び」がよく分からないという現状が少し打破できるのかなと思いました。それから2点目についてです。2-2の5ページのところです。心の健康についての活用のイメージの案のところです。上のほうに単元目標、評価規準というふうに書かれています。運動領域のほうは単元目標だけが書かれている状況で、知識及び技能とか思考力、判断力、表現力等というふうに表せているのであれば、評価規準という言葉はここに入れるのはとても危険だなと思っています。評価規準は観点なので、知識・技や思考・判断・表現と理解をしているので、ここはどうかなと検討していただきたいなと思いました。

【友添主査】評価の件については今後検討していくことになるかと思っています。その前のほうですが、多分ご懸念の点は非常に大事なところかと思えますけれども、高次の資質・能力を丁寧に説明する中で、いわゆる知・技のいわば統合と思・判・表の総合的な発揮、この関係について大枠で丁寧に説明するということをしておけばクリアできそうだなというふうに感じるところでもあります。このあたりは多分学習指導要領の本体の書きぶり次第かなと思っているところでもあります。よろしいでしょうか。いずれにしても貴重なご提案で大事な点ですので、これについては備忘させていただこうと思います。続きまして日野委員お願いします。

【日野委員】失礼いたします。これまでの議論を丁寧にまとめていただきありがとうございます。学習指導要領が現場の先生方にとって見やすく、分かりやすく、使いやすいものになることを期待しているところであります。骨子案の3ページになります。まず最初に体育・保健体育を学ぶ本質的な意義のところ、左側の黒丸の2つ目のところになるのですが、運動やスポーツの意義や価値が示されていると思います。ここでは自己理解の深化のみが示されていますが、12ページには人間性の醸成や社会性の育成も書かれていると思いますので、特に体育につきまして、協働的に学ぶことはとても大切だと思いますので、運動やスポーツの意義に書き加えておいてもらいたいと思いました。それが1点です。次に4ページの見方・考え方のところです。内容についてはとてもいいと思っています。見方・考え方が現行と同じ言葉ですけれども、意味合いが違ってきているので丁寧な説明が必要だと思っています。黒丸の3つ目の経験の浅い教師や必ずしも体育・保健体育を専門としない教師にとっても理解しやすいものとするとは、見方・考え方の在り方だけでなく全体に通じることだと思いましたので、より分かりやすいものにしていく方向性を示していただければと思いました。最後に、5ページの内容の構造化・系統性の見直し等のポイントや、7ページの「遊びを通じた学び」のところが大きなポイントではないかと思います。現場の先生方にとって関心が高いところだと思っています。今回子供の発達の段階を踏まえた変更の趣旨は大変賛成しているところであります。子供の発達の段階を踏まえて滑らかな接続を大切に、それをどう説明していくかが重要になってくると思っています。内容やねらいとして各種の運動の基礎を培う4年間、方法として遊びの要素を取り入れる等、具体的な説明が必要になってきていて、全ての子どもがやってみたいという主体的な学びを引き出していくのが大きなねらいだと思います。その際に趣旨や解説が今後重要になってくるとともに、具体的な動きや学びの姿、あるいは評価規準についても、これからデジタル学習基盤の活用が言われていますので、動画や映像を活用しながら具体的なイメージを示していくとより一層いいなと思ったところです。また特に領域の名称は今後いろいろなところで大きく反映されると思いますので、例えば19ページの体系表では、中学年のところが低学年の内容をスライドして、例えばゲームになっているのですが、31ページの表では中学年のところは高学年のボール運動の内容に遊びをつけてボール運動遊びという形で示されています。低、中、高とゆるやかなグラデーションを意識して名称の示し方も今後検討いただければと思ったところでもあります。最後に10ページになります。言葉なのですが、「体育、保健の深い学びの実現に向けて」とあるのですが、論点整理では深い学びの実装という言葉が使われていて、実現がゴールではなくて、日常に根付いていくとか馴染んでいくという意味合いで実装だと思っているのですが、どのような言葉を使っていくか、あとやはり「統合的な理解」や「総合的な発揮」というのは全教科で使う言葉なんですけれども、より現場の先生方に分かりやすい、理解しやすい言葉で伝えていくことを、解説等も含めて検討してもらえたらいいと思ったところでもあります。以上になります。

【友添主査】ご意見賜りました。特に4・4・4の改訂、系統性の段階については大きく変わってきますので、このあたりは丁寧な説明が必要だろうと思います。続いて大井委員お願いします。

【大井委員】私は、骨子案8ページ目にあります健康・安全に関する指導の改善・充実を見て感じたことについてお話ししたいと思います。この内容を改めて見て思いますのは、やはり体育や保健の学習は子供たちが豊かな人生を送る上で影響がとても大きいというふうなことです。未知のものも含めて

子供たちが様々な健康課題等と向き合っていくことを考えますと、子供たちが体育、保健の学習を自らの実生活や実社会に生かして様々な課題を乗り越えたり、適切に行動選択できるようにするためには、単に知識を教え込むということではなく、健康や安全に関する概念や原則等をしっかり理解できるようにすることが必要だと改めて感じました。そういう観点から申しますと、やはり子供たち1人1人の発達の段階を十分に踏まえた指導が必要であり、また特に発達の状況に応じた指導が必要な事項については、子供たちの育ちに最も近くで接しておられる保護者の方々の理解も得ながら、必要に応じて個別の指導等も活用しながら着実に実施していくことが重要であるというふうに考えます。ぜひ学習指導要領においてはそういう趣旨を分かりやすく、現場の指導をためらわせることのないように表していただいたり、またそうした指導の支えとなる資料の充実等も図っていただくことを期待したいというふうに思います。今後ご検討いただけたらというふうに思っております。以上でございます。

【友添主査】大事な点かと思えます。プリンシプル・ラーニングと、それに基づいて自分ごと化をどうしていくのかという、ここの協働関係を作っていくということは学習の深まりということで非常に大事な点かなと考えながら伺っていました。細川委員お願いします。

【細川委員】はい、よろしく願いいたします。骨子案について、本当に全体として特に読み手にとって誤解されやすい、また分かりにくい内容についてとても丁寧に説明がなされていて、とても分かりやすくまとめてくださっていると思いました。その上で2点思いましたことをお伝えいたします。まず1点目ですけれども、今回はやはり内容の精選ですとか、調整授業時数制度の活用など、各校に大きく任されている点もあるかと思えます。やはりその中でやっぱり4・4・4のそれぞれの発達段階ごとにその狙いに応じた学習をしっかりと各領域において実現していただけるように、カリキュラム・マネジメントに努めていただきたい、つまりしっかり学習計画を立てていただきたいということをどこかに付け加えていただけるとより良いのかなというふうに感じました。2点目ですけれども、骨子案の1ページ、右欄の下の方ですが、現状の課題というふうに挙げていただいている、やはり課題に答えていくことが必要かと思うんですが、特に運動・スポーツを実施することに関してやっぱり男女差が見られるという、特に女子の運動嫌い、運動不足といったことについては長年の課題かと思いますが、今あまり男子は女子はということ言う時代ではないかとも思いますが、その対応についてはやはり課題が残るのかなと思いますが、今回全ての児童が安心して取り組めるようにとか、全てのところに入っているかとは思いますが、この点について触れないままになっているのはもうちょっと検討が必要なのかなということを感じました。

【友添主査】佐藤若委員、お願いします。

【佐藤（若）委員】はい、失礼します。私のほうから2点お願いしたいと思ってます。骨子案の11ページですけれども、先ほど斎藤委員もお話されていたと思いますが、水泳授業のところについて、ぜひここの安全確保に関わる運動のところについて座学だけでは身につかない、体験しないと、理解できないと思いますので、特に「望まれる」という言葉も強めに表現していただきたいと思います。それから2点目ですけれども、骨子案の25ページの高次の資質・能力の運動の関わり方について小学校、中学校、高校と、総合的な理解の「運動の関わり方」について高次の資質・能力のがどのように高まっているのかというところに着目したところ小学校では自他が運動に豊かに親しむ、中学校では自他が自らの人生においてという言葉が加えられ、高校になると他者とよりよく関わり合いながらというフレーズが入っています。他者と人と関わることは、体育の大変大事な意義、価値にも関わっていることであり、これが最後に加えられるのではなく小、中、高と全てに関わる言葉にはならないのだろうかと思ったところです。ご検討いただければと思います。

【友添主査】体育の学習集団論を考えたときに、今のご指摘は非常に重要な点かと思えます。続きまして、吉田委員お願いします。

【吉田委員】まずは取りまとめにあたって、事務局の皆様、主査におかれましては多大なるご尽力をいただきましてありがとうございました。こちらの資料の20ページ、保健に関してです。門外漢の立場で恐縮なんですけれども、一番左に参考として幼児期における学びが示されているんですけれども、保健に関しては低学年に保健領域がないため、こちらの図では幼児期との間に隔たりがあるように感じております。幼児期には主に領域「健康」や「10の姿」の「健康な心と体」で、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養うとされていて、保育内容でも健康・安全な生活に必要な習慣や態度を身につけ、見通しを持って行動することや、自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行うこと、また危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気をつけて行動することなどが示されています。つまり幼児期には自分の体に関心を持ったり、怪我や病気の予防に必要な活動に気づいて進んで行ったり、それらに関する情報を人や社会から取り入れた

り、安全な遊び方を知ったり考えたり、交通安全や災害時の行動の仕方、犯罪から身を守ることなどに関しても幼児なりにできるようになっていきます。また、生命の安全教育についても幼児期向けの教材も作成されていて、実際取り組まれております。低学年においては8ページだったかに、健康・安全に関する学習は体育科、保健体育科のみならず、教科等横断的な視点を含めてとあるので、特定の教科に縛られないことや、また左の一番上に体育と保健の連携ともありますので、体育との関連で学習されるものと理解しておりますが、先ほどの20ページの図を一見すると、保健に関して幼児教育段階からの連続性とか系統性が分かりにくいように思います。幼児教育ワーキングでも0歳から18歳までの学びを見通して、学びの連続性、一貫性を図る観点から必要な見直しを行ってまいりましたし、体育、運動領域では幼児教育段階との接続を踏まえた系統性をご検討いただいておりますので、保健についても分断されることなく、幼児期に育んだ自ら健康で安全な生活を作り出す力がどのように小学校につながるのか、今後告示文や解説の検討がなされると思うんですけども、特に低学年の体育の中でも保健に関わる側面が可能な限り分かりやすく示されてくると、幼児教育側からの理解も図られると思いますし、見通しを持った指導につながるものでありがたいなと思いました。

【友添主査】ある意味、制度的な不備の色が少ししなくもないということですね。小学校の低学年で保健が途中で切れてしまうのを、これをできるだけ体育のほうでカバーをしていこうという趣旨、ご提案かと思います。あるいは学校教育全体を通して、そういう内容についてはやっていかなければいけないだろうということだと思っています。森委員お願いします。

【森委員】まず骨子案の8ページをお願いいたします。全体的に分かりやすく素晴らしい骨子案だなと思います。ここでは体育・保健の連携が一番上にあって、そのあとに専門学科の体育の話が来て、最後は教科等横断的な健康・安全に関する指導の改善・充実という形になっています。ここは教科に関する話と、健康・安全に関する指導のところから教科横断の話が分かるようになってるんですけど、一方で1ページや2ページは体育・保健体育の話なのか、健康・安全の話なのかが少し分かりにくい気がしました。私は2枚目の健康・安全に関する課題というように、「健康・安全」と書いてあるものは、体育・保健体育だけでなく、教科等横断的な視点で書かれてるというように捉えているんですけど、それで良いかを確認をしたいと思ひまして質問させていただきました。

【友添主査】ここでまず回答いただいたほうがいいかなと思うのですが。いかがでしょうか、事務局。健康・安全はトータルなところのいわゆる健康・安全であって、保健とは区切られたものだという理解をしていいかということかと思ひます。

【赤間企画調整室長】健康・安全に関する資料、学習という意味では、そこもまさしく教育課程全体を通じて教科等横断的に学習するものだということの理解でいます。全体を通じて表記の揺れだったり、そういったものがある部分もあるかもしれませんが、改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

【森委員】もう1点ですが、補足資料の21ページ以降になります。高次の資質・能力のところですが、この文末表現についてですが、例えば先ほどの21ページだと体育は総合的な発揮において、「選ぶ」「工夫する」という文末になっており、保健は「適用する」という文末になってるんですね。これは思考力・判断力の内容ではないかなと思ひています。社会科と理科のほうも確認させていただいたんですけど、ほかの教科ではそれらのあとに思考・判断したことを「表現する」「表現できるようにする」というような文言が付いています。それで表現に関する文末表現をを付けないと、「選ぶ」「工夫する」「適用する」というのが「表現する」を含んでいる、もしくは「適用する」ことが表現することであると捉えられてしまう可能性もあるのではないかなと思ひます。このへんについては今後教科全体のすり合わせが行われると思うので、表現力に関する記述の追加については1つ頭に置いていただければなと思ひました。

【友添主査】よろしいでしょうか。今ご意見を伺ったということで、事務局のほうで検討をさらに重ねていただくということにしたいと思ひます。ほかにご質問ありますでしょうか。全体を通して結構ですし、森委員を最後に一通りご意見、ご質問を頂戴しましたので、まだ時間的な余裕は若干ありますが、追加で質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それだけ事務局がお示しをいただいた原案がよくできてるということの証左かなと感じています。私のほうから1点だけちょっと気になることを提案をさせていただこうと思ひています。スライドの8をご覧くださいだと思うんですけども、ここは特に高等学校でお勤めになられたご経験のある先生方のご意見が有効かなと思うのですが、高等学校の専門学科の体育のところを教科名を体育からスポーツに改めるというふうに書いています。普通科あたりのほうは体育理論からスポーツ理論に改めて今回やるということが議論されているところでもあります。ここにスポーツというものに改めてしまうと、どうも専門学科のほうはスポーツ、競技をやっていればいい

のねというメッセージに独り歩きしてしまわないだろうかということがすごく気になるところです。現実的に現行の専門学科の体育の中に実習、実技がありますけれども、これも部活に変えてやっている学校もあると聞くところでもあるので、それであれば例えばここをスポーツに改めるところをスポーツ科学にしてはどうかと。中学校の体育理論、高校の体育理論の上に、上というか専門学科としてスポーツ科学という名称を取ってはいかがかという提案です。そうすると本来、科学的な知見を生かしながら具体的な学習内容、あるいは具体的な実習、実技も科学的な知見を生かしながらというメッセージになっていくのではないかと。今申し上げたマイナスのイメージの歯止めがかかるのではないかと。この点、もしご意見ありましたらいただければと思います。いかがでしょうか。これ多分佐藤先生と前回の改訂時にずいぶん議論したところでもあったものですか。佐藤先生、いかがでしょうか。

【佐藤（豊）委員】はい、友添主査、ご提案伺いました。いわゆる専門学科体育、ほかの科目でいきますと、例えば職業教育に関する学科といわゆる一般教科に関する科目の名称があって、そのときに要するに教科名称を結構使われていることが多いので、体育でいくかスポーツでいくかというのもあるんですけど、スポーツ概論については、どちらがいいんですかね。より先生の意図は分かるし、実際スポーツ、いわゆる学科のところの発展をより進めるという意図と大学との接続の点で、さらに論議をされてったらいののかなというのと、名称のところのほかの科目とのバランスとかも考えながら最終的な判断が必要なのかなと思います。

【友添主査】突然申し訳ないです。佐藤若委員、いかがですか。

【佐藤（若）委員】先ほど友添先生がおっしゃったように、「スポーツ」としたらそういった懸念があるということは重々分かります。この体育科の前回の指導要領の改訂のときに推進・発展という言葉に変えられた推進について、専門学科の子供たちがどういう学びをするといいのかというところの総称になるのではないかと思います。今のところ意見を申し上げることは。ありません。すいません、以上です。

【友添主査】他に御意見、この件ではなくて御意見、御感想を含めて何かありましたら、まだ時間のほうが若干許されますので、ございましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。植田主査代理、御意見、御質問、ありましたら。今日御発言まだなかったですね。

【植田主査代理】そうですね。では、ちょっと細かい点ですが、20ページをお願いしてもよろしいでしょうか。保健の学習の系統性の改善イメージについて、先ほど少し1年生、2年生の系統性が無いというところが課題として上がってましたが、細かい表現なんですけど、よく見ますと、例えば小学校の体育科保健領域の3年生から6年生までのところでは、「身近な生活を中心とした」という言葉に、従来は「身近な生活における」ということだったと思うのですが、「中心とした」という言葉が使われていて、また中学校の保健体育科保健分野のところ、1年生から3年生のところでは、「個人生活を中心とした」ということで、かつては「個人生活における」ということで、かなり限定的に示すことによって系統性が表現されていたというふうに思うんですが、このあたり小学校でも身近な生活だけではなくて、もう少し広い内容も取り扱いますし、中学校でも個人生活だけではなくて社会生活も含めて考えるというような内容になっていましたので、こういった表現がされたということは大変丁寧な作業がされたんだなということを思いました。それから先ほど森委員もおっしゃっていたんですが、高次の資質・能力の特に思考力、判断力、表現力等のところですね。保健のほうのことなんですけれども、今後もう少し丁寧に検討していく必要はあるかなというふうに思います。特に語尾とありますが、最後の動詞のところ少し気になるというふうなところがあります。

【友添主査】大日方委員、お願いします。失礼しました。

【大日方委員】すいません、ちょっと途中で接続が切れてしまいました。私のほうから感想のような形になりますが、2点申し上げさせてください。11ページの学習評価に関してですね、「知識・技能を中心として再整理した運動への関わりについては、評価イメージについてさらに検討する必要がある」という形を記載をしていただきました。この部会でもですね、多くのワーキングの中で、このワーキングの中で多くの議論がされていたこの学習評価の部分についてですね、しっかりと検討すること、そしてどのようなものなのか、このワーキングでの議論がしっかりと反映されたこの評価イメージというものを作っていかねばいけないなということをですね、改めて感じました。それと9ページについてなんですが、ちょっとここで読んでいて、皆さんには当たり前のことだと思うんですが、「余白の創出」という言葉を使っているんですが、この余白の創出をしたことによって何が得られるかみたいなことというのが、ちょっともうここではもう分かっていることなんだけれども、文章全体として見たときに創出したことでこういう効果を上げられるとか、こういうことを期待するかということをし少し追記していただいたほうがより分かりやすくなるんじゃないかなということ、

「余白を生むことだけが目的ではもちろんないので」というようなことをちょっと感じましたので、もし御参考にしていただければというふうに思います。

【友添主査】金岡委員、御発言いただけていますが、よろしいでしょうか。

【金岡委員】今までの議論すごくよくまとまっていて、今までで一番頭にずっと入ってきました。やはり全体的な流れとして、ある程度国民の健康リテラシーを高めて、それでスポーツを通じて健康寿命を延ばしていこうというような、非常に大きなところに繋がっていくような教育内容だなというふうに感じております。

【友添主査】ちょうどまだ時間が若干あるのですが、御意見、御感想の方が出尽くしたようですので、今日の意見交換はここまでとさせていただきます。ワーキングのこれまでの議論を今日は全体的に振り返って、様々な御意見をいただいたところであります。次期学習指導要領で目指す主体的・対話的で深い学びを実装する上で、学習指導要領において何をどう示すのか、また学習指導要領の趣旨を踏まえた学びを実現するためには、どういった条件整備が必要なのかなど、大きな方向性とともに実現可能性も視野に入れた議論がかなり今日は深まった、あるいは進んだと感じております。事務局におかれましては、今日の議論をまた踏まえて次回の用意をしていただければと思います。一言で言えば、企画調整室の方は早く準備しているのですが、全体の調整に手間、時間がかかるということで、皆様のお手元に最終資料が届くのが遅れるということで、全体的な構造の問題でもありますので、これはやむを得ないかなと感じるところです。なお、今日は十分に御発言をいただいたと思うのですが、さらに御意見等がありましたら、事務局までお寄せいただければと思います。それでは本日の議事はこれまでとしたいと思います。次回の予定につきまして、事務局の赤間室長よりお願いいたします。

【赤間企画調整室長】はい、次回は7月の10日午後1時からを予定しておりますけれども、正式には後日改めてご連絡をさせていただきます。以上でございます。

【友添主査】以上をもちまして、第10回体育ワーキンググループを閉会します。今日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——

お問合せ先

スポーツ庁政策課企画調整室

（スポーツ庁政策課企画調整室）

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ